

あま市工事等請負業者指名停止取扱に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、あま市契約規則（平成22年あま市規則第39号）に基づき市が発注する建設工事、業務の委託、物品の製造、物件の購入等（以下「工事等」という。）の契約の相手方として不適切な者を排除し、適切な業者選定をするために行う指名競争入札に参加する資格を有する者（以下「有資格業者」という。）の指名停止に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、「指名停止」とは、有資格業者が一定の要件に該当するため、工事等の契約の相手方とすることが不適当として、期間を定め、指名の対象から除外する措置をいう。

(指名停止決定機関)

第3条 指名停止は、あま市工事等請負業者指名審査会要綱（平成22年あま市訓令第33号）に基づき設置するあま市工事等請負業者指名審査会（以下「審査会」という。）において決定する。

(指名停止の要件及び期間)

第4条 有資格業者が別表第1、別表第2及び別表第3の各表（以下「別表各表」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当したときは、当該有資格業者に対して別表各表のいずれかに定めるところにより、期間を定め、指名停止を行う。

2 前項の場合において、指名停止の期間は、2年を超えることができない。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第5条 前条の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかなきときは、当該下請負人についても元請負人の指名停止の期間の範囲内で指名停止を行う。

2 共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の構成員（当該事案について明らかに責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で指名停止を行う。

3 指名停止に係る有資格業者を構成員とする共同企業体については、当該構成員の指名停止の期間の範囲内で指名停止を行う。

(指名停止期間の特例)

第6条 有資格業者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに掲げる期間の短期及び長期の最も長いものをもって指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各表に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1箇月に満たないときは1.5倍）の期間とする。ただし、別表第2第1号に定める期間は除く。

(1) 別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第3第1号から第4号までの措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、別表第3第1号から第4号までの措置要件に該当することとなったとき。

(3) 別表第1各号の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表第1各号の措置要件に該当することとなったとき。

(4) 別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表第3各号の措置要件に該当することとなったとき。

(5) 別表第3各号の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表第2各号又は別表第3第5号から第7号までの措置要件に該当することとなったとき。

(6) 別表第3第5号から第7号までの措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表第3第1号から第4号までの措置要件に該当することとなったとき。

3 有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各表及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各表及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。ただし、別表第2第1号に定める期間は除く。

5 指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各表及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(指名の取消し)

第7条 指名停止を行った場合において、当該指名停止に係る有資格業者に対して指名しているときは、必要に応じて当該指名を取消すものとする。

(指名停止の通知)

第8条 指名停止若しくはその期間の変更又は解除を行ったときは、市長は、当該有資格業者に対し、遅滞なく通知するものとする。

2 前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が、市の発注した工事等に関するものであるときは、必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第9条 指名停止の措置期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、特別の事由により、あらかじめ審査会の承認を得たときは、この限りでない。

(下請負等の禁止)

第10条 契約担当者は、指名停止の措置期間中の有資格業者が市が発注する工事等の一部を下請負し、又は受託することを承認してはならない。

(記録)

第11条 指名停止、指名停止の期間の変更又は指名停止の解除を行ったときは、その決定内容を書面により記録しなければならない。

附 則

この訓令は、平成22年3月22日から施行する。

附 則 (平成31年訓令第1号)

この訓令は、平成31年3月4日から施行する。

附 則 (令和3年訓令第3号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年訓令第5号)

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年訓令第6号)

この訓令は、令和7年6月1日から施行する。

別表第1 (第4条、第6条関係)

あま市内において生じた事故等の措置基準

措置要件	期間
(虚偽記載) (1) 市が発注する工事等の一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加資格確認申請書、入札参加資格確認資料その他入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内
(粗雑公共工事等) (2) 市と締結した契約に係る工事等（以下この表及び別表第3において「市発注工事等」という。）の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）。	当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内
(3) 市内における工事等で前号に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般工事等」という。）の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上3箇月以内
(契約違反) (4) 第2号に掲げる場合のほか、市発注の工事等の施工に当たり、契約に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4箇月以内
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) (5) 市の発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内
(6) 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められる	当該認定をした日から1箇月以上3箇月以内

とき。	
(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故) (7) 市発注の工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4箇月以内
(8) 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2箇月以内

別表第2 (第4条、第6条関係)

贈賄の措置基準

措置要件	期間
1 次のア又はイに掲げる者が、市の職員（法令等により公務に従事する、議員、委員等の特別法上公務員とみなされる場合を含む、以下この表において同じ。）に対する贈賄の容疑により、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 有資格業者である個人、有資格者の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者（以下この表及び別表第3において「役員等」という。） イ 有資格業者の使用人でアに掲げる者以外のもの。（以下この表及び別表第3において「使用人」という。）	逮捕又は公訴を知り、当該指名停止措置を決定した日から 2 4 箇月 2 4 箇月
2 次のア又はイに掲げる者が、市内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 役員等 イ 使用人	逮捕又は公訴を知り、当該指名停止措置を決定した日から 3 箇月以上9 箇月以内 1 箇月以上3 箇月以内
3 次のア又はイに掲げる者が、市外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 役員等 イ 使用人	逮捕又は公訴を知り、当該指名停止措置を決定した日から 3 箇月以上9 箇月以内 1 箇月以上3 箇月以内

別表第3（第4条、第6条関係）

不正行為等の措置基準

措置要件	期間
（独占禁止法違反行為） 1 業務に関し独占禁止法（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から4箇月以上18箇月以内
2 市発注工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から6箇月以上24箇月以内
（談合又は競売入札妨害） 3 有資格業者である個人、有資格業者の役員等又はその使用人が、談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知り、当該指名停止措置を決定した日から4箇月以上24箇月以内
4 市発注工事等に関し、有資格業者である個人、有資格者の役員等又はその使用人が、談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知り、当該指名停止措置を決定した日から6箇月以上24箇月以内
（建設業法違反行為） 5 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内
6 市内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2箇月以上9箇月以内
（不正又は不誠実な行為） 7 別表第1、別表第2及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内
8 別表第1、別表第2及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等（有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役	当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内

員を含む。)をいう。)が、拘禁刑以上の刑にあたる犯罪容疑で公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
(その他重大な事案) 9 別表第1、別表第2及び前各号に掲げる場合のほか、重大な事案が発生し、当該有資格業者が、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	審査会で決定